

第 1 選定した特定の事件（テーマ）：健康・医療・福祉事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について
第 2 選定理由（本編 P 2）：豊橋市では、令和 3年度から10年にわたる第 6次総合計画がスタートしており、8つの分野別に、まちづくりの基本となる方針を定めた計画を策定し、実行している。また、分野別計画として、8つの分野を定めている。8つの分野のうち、「4 健康・医療・福祉」事業以外は、近年、包括外部監査のテーマとして取り上げられている。一方、「4 健康・医療・福祉」事業のうち、豊橋市病院事業を除き、主な包括外部監査のテーマとしては取り上げられていない。当該事業は、市民にとっても関心の高い領域の 1つであり、合規性・経済性・効率性・有効性の4つの視点で包括外部監査を実施することは意義があると考えたため、特定の事件として選定した。

第 3 包括外部監査結果の指摘と意見の数（本編 P 49）：指摘17件、意見33件、合計50件

第 4 カテゴリー別の監査結果の指摘と意見（本編 P 64）

部署名	区分	本編番号	本編 P66以降の下線部を中心に記載	部署名	区分	本編番号	本編 P66以降の下線部を中心に記載
予算執行				障害福祉課	指摘	B 4- 4	契約前に、他の自治体の情報を入力するとともに、所管課内で情報を共有して、支出額の妥当性を検討すべきである。
健康増進課	意見	A 1- 1 ア	年度途中で事業の経過を把握し、状況が芳しくない場合には、別の対策を検討するなどの対応が必要であった。	生活福祉課	指摘	B 5- 3	契約前に類似規模の市を中心に他の自治体から情報を入力するとともに、所管課内で情報を共有して、支出額の妥当性を検討すべきである。
予算の積算				保健医療企画課	意見	C 1- 1	より合理的な積算をするならば、診療報酬相当額については非課税として積算することが望ましい。
健康増進課	意見	A 1- 1 イ	事業の途中経過を把握し、対策を検討することで、計画した事業を実施することが望ましい。	健康増進課	指摘	C 2- 1	代表取締役以外の者と契約を締結する場合には、代表権の付与の有無を確認した後に締結する必要がある。
	意見	A 1- 2	実績や展望を基にできる限り現実性のある予算を積算することが望ましい。 新年度の早い段階で事業の中止を決定する場合には、予算を補正し、市民のために他の事業を充実させることも検討の余地がある。	健康増進課	指摘	C 2- 2	各医療機関の個人情報取扱従事者を明確にする必要がある。
委託業務のモニタリング				健康増進課	意見	C 2- 3 イ	募集時以降においても、指定を受けた団体の役員の変更についての情報を収集することが望ましい。
福祉政策課	意見	B 1- 1 ア	四半期ごとの報告事項に啓発活動等の実施状況も含める等の詳細な記載を仕様書に盛り込むことが望ましい。	こども保健課	指摘	C 3- 1	代表権の付与の有無を確認した後に締結する必要がある。
	意見	B 1- 2	「老人」・「心身障害者」・「母子家庭の婦人」・「児童」・「社会福祉の増進に協力する者及び団体」ごとに利用状況を確認することが望ましい。	複数課	指摘	F 1- 1	安易に緊急性や特殊性が必要と判断することがないかを考慮する必要がある。 見積書の受け取り時に、正しい契約手続きを理解した担当者が、複数人で対応することにより、今回のような事例を防止できる。 不適正な契約事務についての専用窓口を設けることにより、結果として牽制効果や抑止力も期待できる。
障害福祉課	指摘	B 4- 2 ア	委託すべき業務内容と回数・実施すべき時期を明示すべきである。	受払管理			
	指摘	B 4- 2 イ	豊橋市が想定する業務を、委託業者が適切に実施したか否かを確認するために、仕様書に明確に記載する必要がある。	長寿介護課	意見	B 3- 1	年度末に繰り越し分が存在するから管理するのではなく、金券類を取得した時点で受払管理の対象とすることが求められる。
	指摘	B 4- 2 ウ	仕様書どおりに指定管理者が業務を実施したかを確認する必要がある。	障害福祉課	意見	B 4- 1	年度中に 1回は棚卸を行うことが望ましい。
	意見	B 4- 2 ア	どのような第三者に委託されているか確認して受理する必要がある。	現金管理			
	意見	B 4- 3	報告事項については委託先と十分なすり合わせを行うことが望ましい。	生活福祉課	意見	B 5- 2	少なくとも週 1回は、複数人で管理資料と金庫の中にある実際の現金入り封筒との一致を確認することが望ましい。
	指摘	B 4- 7	豊橋市として当該サービス水準を低下させないよう、より適切に利用状況について管理する必要がある。	業務の見直し			
指摘	B 4- 8	利用の事実を確認するため、改善が必要である。	生活福祉課	意見	B 5- 5	改定の際は、その改定金額の妥当性について検討過程を文書として残すことが望ましい。	
生活福祉課	意見	B 5- 1	補助金の使途の適正性を確保する観点から、会計報告に対する定期的な監査を実施することが望ましい。	生活福祉課	意見	D 1- 1 ア	属人的にならないようにすることが望ましい。
	意見	B 5- 4	次回改選の際には地区間で民生委員の負担にばらつきがなるべく生じないような見直しをすることが望ましい。	生活福祉課	意見	D 1- 1 イ	属人的にならないようにすることが望ましい。
健康増進課	指摘	C 2- 3	指定管理者に対して、事業報告書の提出期限を遵守するように指導すべきである。 必要と判断し仕様書に記載した事項については、当該事項が遵守されたことを確認する必要がある。	生活福祉課	意見	D 1- 1 ウ	豊橋市のHP上に専用窓口を設けること自体により、不正受給に対する牽制効果や抑止力が期待できるため、検討が望ましい。
	意見	C 2- 3 ア	計画（目標）と実績との比較分析を行い、次年度の計画（目標）や市の政策との適合性について検討することが望ましい。	生活福祉課	意見	D 1- 1 エ	印刷もれによる調査もれ等を防止する必要がある。
生活衛生課	指摘	C 4- 1	委託業務実施要綱に基づいた業務が実施されたかについて、委託業者から相談内容や指導内容が含まれた業務実施報告書を入力し、内容確認するとともに、課内で共有し、次年度以降の業務に活用する必要がある。	生活福祉課	意見	D 1- 1 オ	例えば年 1回、各課のデータをすり合わせる仕組みを構築することが有用である。
	指摘	C 4- 2	事前打ち合わせ時に仕様書の記載内容についても打ち合わせを行い、不要な項目がある場合には削除する必要がある。	生活福祉課	意見	D 1- 1 カ	必要書類の様式の見直しや、書類の回付方法の見直しなどについて、検討の余地がある。
	指摘	C 4- 3	販売代理店への委託時に、再委託を含めた実施体制を確認し、再委託申請・承認の手続きを行うべきであった。	生活福祉課	意見	D 1- 1 キ	外部委託が可能な業務はアウトソーシングによる効率化を図り、ケースワーカーとしての本来業務に集中するための環境整備が必要である。
効果検証				総合老人ホーム	指摘	E 1- 1 ア	請求が可能な期間内に、再請求をする必要がある。
福祉政策課	意見	B 1- 1 イ	受講者アンケートの実施及び豊橋市への結果報告についても、仕様書に盛り込むことが望ましい。	総合老人ホーム	指摘	E 1- 1 イ	入出金額の多寡にかかわらず網羅的な報告が必要と考える。
長寿介護課	意見	B 3- 2	市民の興味を引くような周知方法を工夫することが求められる。	総合老人ホーム	意見	E 1- 1	請求漏れがないように管理する方法を採用することが求められる。
障害福祉課	意見	B 4- 2 イ	直接、利用者にアンケートを実施するか、指定管理者が実施したアンケートの集計結果のみならず、利用者会議の出席者リストとアンケートの原本を入力し、全てのアンケート結果が報告されていることを確認することが望ましい。	第 5 総論（本編 P 53）			
	意見	B 4- 5	豊橋市が、利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の可否の検討につなげるべきである。	健康・医療・福祉事業について、個別的な指摘・意見については後述しているが、カテゴリー別には、特に「委託業務のモニタリング」・「契約手続」・「業務の見直し」に関する指摘・意見が多くなっている。			
	意見	B 4- 6	豊橋市が、利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の可否の検討につなげるべきである。	また、このうち「業務の見直し」は、特に現業を実施している部署への指摘・意見であり、一方で「委託業務のモニタリング」や「契約手続」は複数課にまたがっている。			
契約手続				「委託業務のモニタリング」については、総じて、① 委託したい業務内容が事業者への仕様書に過不足なく具体的に記載されているか、② 事後的には、仕様書通りに実施されたかについて確認する必要があるとするものである。			
国保年金課	意見	B 2- 1	他の自治体との比較等を行うことが望ましい。	この点で、事後確認することを前提に、改めて、仕様書の記載項目を整理することも有用と考える。			
長寿介護課	意見	B 3- 3	日々の業務内容（本日の相談件数や会議出席時間など）の報告書の提出を求めること、必要な業務量の見積りに基づいた委託金額の妥当性を検討することが必要である。	「契約手続」については、まずは「第 8章 契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果」に記載のとおり、不適切な事務処理の再発防止策を継続的に運用することが重要である。			
	意見	B 3- 4	広く一般競争入札の公募が行われているかの確認、あるいは、適切な予定価格が設定されているかの確認程度の関与は必要である。	加えて、契約にあたり、契約内容や契約金額について、他の自治体との比較や、業務量に応じた積算の見直し等、より適切な契約を締結する余地がないかを検討する必要がある。			
	意見	B 3- 5	前年度の委託料に対する倍増という委託料の増加が合理的な根拠に基づいているか、その増加割合が合理的な範囲であるか、部署内での契約執行における承認者には申請者（担当者）の説明する内容を慎重に検討の上、判断・承認する姿勢が求められる。	上記を踏まえ、そもそも各部署においては、① 予算を組んだだけになっていないか、② 前例踏襲型の事業の実施となっていないか、③ やりっぱなしになっていないか、④ 当初予定した事業目的は達成できたか、⑤ 実施した事業は市民にとって役に立ったか等を、⑥ 組織として連続性を持って十分に検証し、この結果を次年度以降の事業に活かす必要がある。			
				さらに、これらの実効性を高めるためには、次の点を考慮し、より市民に役立つ事業を実施するための仕組みを整備することも重要であると考える。			
				① 次年度の予算要求時に（暫定・見込含めて）事業の効果を検証すること			
				② 事業の連続性を保つため、担当者の異動時に十分な引継ぎを行うこと			